

- (3) 審査員（五十音順）
飯沼 司郎（静岡県演劇協会会員） 大石 敦史（静岡県演劇協会会員） 及び県民公募審査員（数名）
- (4) 賞及び授賞式
ア 優秀な公演には、静岡県芸術祭賞、後援者賞、奨励賞、準奨励賞を授与する。
イ 審査結果の発表は、令和元年12月下旬を予定している。
ウ 授賞式は、令和2年2月16日（日）グランシップにて行う。（入賞団体には別途詳細を連絡する）

5 劇評
協賛参加を除く参加団体全てに、参加公演の劇評を送付する。（令和2年2月予定）

6 コンクール参加申込みの手順

- ①『参加申込書』『劇団プロフィール及び上演意図』に必要事項を記入し、**公演の50日前までにふじのくに芸術祭演劇コンクール事務局**に送付する。（Email：fuse98@r9.dion.ne.jp）
*楷書ではっきりと記入する。
*音楽会等の催しが同一日にある場合には、演劇のみを審査対象とする。
*上演が7月の公演に限り、公演の30日前までに②の提出物と併せて送付することを認める。（6月中の公演についてはふじのくに芸術祭演劇コンクール事務局まで御相談ください。）

【申込書送付先】 〒432-8023 浜松市中区鴨江3-14-8
ふじのくに芸術祭演劇コンクール事務局 布施 宛 （電話 053-453-2927）
（封筒の表に「芸術祭演劇コンクール申込み」と朱書きする。）

主催者は『参加申込書』『劇団プロフィール及び上演意図』受理後、参加の決定を劇団に通知する。
*参加申込み団体の公演日が重なった場合は、申込順に受理する。
*公演の内容により審査が難しい場合は申込みを受理できないこともある。

- ②**台本3部、入場券10枚、チラシ10部を公演の30日前までに**下記に送付する。（期日厳守）
*台本はできるだけ上演に近いものとする。
*入場券は日時指定のないものとする。

【台本等送付先】 〒432-8023 浜松市中区鴨江3-14-8
ふじのくに芸術祭演劇コンクール事務局 布施 宛 （電話 053-453-2927）

7 審査員の観劇

- (1) コンクール参加の公演に対しては対象公演のうちいずれかの日程(回次)の公演を観劇し、審査をする。
(2) 審査員は、6②により受け取った入場券を使用するため、審査員により観劇日程が異なることがある。
(3) 審査員用の座席の確保は必要としない。

8 公演後の報告

全ての参加団体は、審査対象の公演終了後、キャスト、スタッフ、総観客数を公演実施報告書に記入し、公演の様子がわかる写真を添えてふじのくに芸術祭演劇コンクール事務局に報告する。

9 参加の表示

参加が決定した劇団は、プログラム・ポスター・チラシ等に「ふじのくに芸術祭2019」のロゴ又は文字及び「演劇コンクール参加作品」の文字を表記する。（コンクール参加のみ）
*「ふじのくに芸術祭2019」のロゴデータを希望する団体は、ふじのくに芸術祭事務局まで御連絡ください。

10 協賛参加の申込み

『参加申込書』（表面のみ）に必要事項を記入し、**チラシ1部**とともにふじのくに芸術祭演劇コンクール事務局に送付する。

<ホームページ>
「静岡県 文化政策課」ホームページ（『ふじのくに芸術祭2019』で検索）
<所管>
ふじのくに芸術祭事務局（静岡県文化政策課／静岡県文化協会）
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁東館12階）
TEL 054-221-2254 FAX 054-221-2827



©静岡県

コンクール ・ 協賛

*○を付ける
*協賛参加は太枠内を記載

申込日 令和元年 月 日

ふじのくに芸術祭2019（第59回静岡県芸術祭） 演劇コンクール 参加申込書			
ふりがな		主な活動地 (市区町名)	
団体名			
ふりがな		代表者 住所 電話番号	〒 - () -
代表者氏名			
ふりがな		申込責任者 住所 電話番号	〒 - () -
申込責任者氏名			
ふりがな		ふりがな	
脚本名		作者名	
上演許可 (該当に○)	未許可 ・ 許可済 ・ オリジナル	ふりがな	
		演出者名	
公演概要	すべての公演日時及び会場名	*公演日時により会場が異なる場合は、公演日時の後に記入してください。	
	上演時間	時間	分
会場	会場名	チケット 料金	前売 当日
	会場の所在地	〒 -	
	電話番号	() -	
	会場付近の略図（別紙にて添付も可）		
*最寄り駅（バス停）から記入してください。 *会場が2つ以上の場合は別の用紙などを使ってください。			

【個人情報に関する事項】

- (1) この参加申込書に記載された内容情報のうち、入賞・入選劇団名、劇団代表者氏名、主な活動地（市区町名まで）、脚本名については、主催者が作成する機関誌や広報誌、ホームページに掲載する他、報道各社に資料として提供する。その他の内容は、本人の承諾が無い限り一切公表しない。
(2) 主催者はこの内容に基づいて、芸術祭に関連する資料や次年度の開催要項を参加団体に送付する。

線
リ
ト
ウ
サ

